

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案 概要

I 改正の理由

県内の全市が景観法第7条第1項に規定する景観行政団体に移行したことに伴い、必要な規定の整備を行うとともに、同法による行為の規制のための届出制の実効性を確保するため、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正しようとするもの

II 改正のポイント

1 完了届の義務化

完了の届出を義務化（罰則：5万円以下の罰金）〔第11条の2および第36条〕

2 県内全市が景観行政団体に移行したことに伴う規定整備

県内全市の景観行政団体移行により、琵琶湖景観形成地域等を削除〔第9条、第11条、第13条、第15条、第18条および第19条〕

III 施行日〔付則〕

令和5年4月1日

※参考（県条例の適用範囲）

条例	項目	適用範囲
ふるさと滋賀の風景 を守り育てる条例	景観法に基づく景観計画等	6町
	県独自の部分	県全域（13市6町）

※景観法制定（H16）以降、県内の13市が景観行政団体となり、各市が独自に取組を実施しているため、県の条例の主な適用範囲は6町域となっている。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

県内の全市が景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 7 条第 1 項に規定する景観行政団体に移行したことに伴い、必要な規定の整備を行うとともに、同法による行為の規制のための届出制の実効性を確保するため、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和 59 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 県内の全市の景観行政団体への移行により琵琶湖景観形成地域および琵琶湖景観形成特別地区がなくなったことに伴い、必要な規定の整備を行うこととします。（第 9 条、第 11 条、第 13 条、第 15 条、第 18 条および第 19 条関係）
- (2) 景観法第 16 条第 1 項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならないこととします。（第 11 条の 2 関係）
- (3) (2)の届出をせず、または虚偽の届出をした者は、5 万円以下の罰金に処することとします。（第 36 条関係）
- (4) 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、(3)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して(3)の罰金刑を科することとします。（第 37 条関係）
- (5) その他
 - ア この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行することとします。
 - イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。
 - ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例新旧対照表

旧	新
<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 県土の一体的な景観形成（第6条—第8条）</p> <p>第3章 景観計画の策定（第9条・第10条）</p> <p>第4章 行為の規制等</p> <p> 第1節 行為の規制（第11条—第15条）</p> <p> 第2節 公共事業等（第16条・第17条）</p> <p> 第3節 <u>景観影響調査（第18条・第19条）</u></p> <p>第5章 景観重要建造物等</p> <p> 第1節 景観重要建造物（第20条—第23条）</p> <p> 第2節 景観重要樹木（第24条—第27条）</p> <p>第6章 近隣景観形成協定等（第28条—第30条）</p> <p>第7章 市町への助言（第31条）</p> <p>第8章 滋賀県景観審議会（第32条—第34条）</p> <p>第9章 <u>雑則（第35条）</u></p> <p> （新設）</p> <p>付則</p>	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 県土の一体的な景観形成（第6条—第8条）</p> <p>第3章 景観計画の策定（第9条・第10条）</p> <p>第4章 行為の規制等</p> <p> 第1節 行為の規制（第11条—第15条）</p> <p> 第2節 公共事業等（第16条・第17条）</p> <p> 第3節 <u>削除</u></p> <p>第5章 景観重要建造物等</p> <p> 第1節 景観重要建造物（第20条—第23条）</p> <p> 第2節 景観重要樹木（第24条—第27条）</p> <p>第6章 近隣景観形成協定等（第28条—第30条）</p> <p>第7章 市町への助言（第31条）</p> <p>第8章 滋賀県景観審議会（第32条—第34条）</p> <p>第9章 <u>雑則（第35条）</u></p> <p>第10章 <u>罰則（第36条・第37条）</u></p> <p>付則</p>

前文 省略

第1条～第8条 省略

(景観計画)

第9条 景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）には、次に掲げる区域を定めることができる。

(1) 琵琶湖景観形成地域

(2) 琵琶湖景観形成特別地区

(3) 沿道景観形成地区

(4) 河川景観形成地区

2 琵琶湖景観形成地域は、琵琶湖および内湖ならびにこれらの周辺地域のうち次の各号のいずれかに該当すると認められる区域とする。

(1) 湖辺の砂浜、ヨシ原、水生植物群落、樹林等の自然景観が琵琶湖または内湖（以下「琵琶湖等」という。）と一体となつて個性ある景観を呈している区域

(2) 湖辺の神社仏閣、遺跡、鎮守の森等の歴史的景観が琵琶湖等と一体となつて個性ある景観を呈している区域

(3) 湖辺またはその周辺の市街地、集落地、港湾、田畑等の人文的景観が琵琶湖等と一体となつて個性ある景観を呈している区域

(4) その他琵琶湖等と一体となつて個性ある景観形成を図る必要

前文 省略

第1条～第8条 省略

(景観計画)

第9条 景観計画区域（法第8条第2項第1号に規定する景観計画区域をいう。以下同じ。）には、次に掲げる区域を定めることができる。

(削除)

(削除)

(1) 沿道景観形成地区

(2) 河川景観形成地区

(削除)

がある区域

3 琵琶湖景観形成特別地区は、琵琶湖景観形成地域のうち特に良好な景観を呈していると認められる区域または湖岸と一体となつて特に景観形成を図る必要があると認められる区域とする。

4 沿道景観形成地区は、琵琶湖景観形成地域および河川景観形成地区以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる道路の区間およびその沿道の景観形成を図るため必要と認められる区域とする。

- (1) 琵琶湖または県の代表的な山陵の眺望が良好な道路の区間
- (2) 沿道における景観が良好な道路の区間
- (3) 主要な道路の区間のうち、県民生活上または観光上特に重要な道路の区間

5 河川景観形成地区は、琵琶湖景観形成地域および沿道景観形成地区以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる河川の区間およびその河川沿いの景観形成を図るため必要と認められる区域とする。

- (1)・(2) 省略

6 省略

第10条 省略

(行為の届出)

第11条 省略

(削除)

2 沿道景観形成地区は、河川景観形成地区以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる道路の区間およびその沿道の景観形成を図るため必要と認められる区域とする。

- (1) 琵琶湖または県の代表的な山陵の眺望が良好な道路の区間
- (2) 沿道における景観が良好な道路の区間
- (3) 主要な道路の区間のうち、県民生活上または観光上特に重要な道路の区間

3 河川景観形成地区は、沿道景観形成地区以外の区域のうち、次の各号のいずれかに該当すると認められる河川の区間およびその河川沿いの景観形成を図るため必要と認められる区域とする。

- (1)・(2) 省略

4 省略

第10条 省略

(行為の届出)

第11条 省略

2 省略

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める行為とする。

(1) 琵琶湖景観形成地域（琵琶湖景観形成特別地区を除く。） 次
に掲げる行為

ア 木竹の伐採

イ 屋外における物件の堆積

(2) 琵琶湖景観形成特別地区、沿道景観形成地区および河川景観形成地区 次に掲げる行為

ア 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

イ 木竹の伐採

ウ 屋外における物件の堆積

エ 水面の埋立てまたは干拓

4 省略

(追加)

第12条 省略

(届出等を要しない行為)

2 省略

3 法第16条第1項第4号の条例で定める行為は、沿道景観形成地区または河川景観形成地区における次に掲げる行為とする。

(1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更

(2) 木竹の伐採

(3) 屋外における物件の堆積

(4) 水面の埋立てまたは干拓

4 省略

(行為の完了の届出)

第11条の2 法第16条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る行為を完了したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

第12条 省略

(届出等を要しない行為)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(5) 省略

(6) 琵琶湖景観形成地域、沿道景観形成地区および河川景観形成地区以外の景観計画区域における大規模建築物等の新築もしくは新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更（以下「新築等」という。）以外の行為

第14条 省略

(変更命令の手続等)

第15条 知事は、法第17条第1項の規定により必要な措置を命じ、または同条第5項の規定により原状回復もしくはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。ただし、同条第1項の規定により必要な措置を命じようとする場合であつて、当該命令の対象となる特定届出対象行為（同項に規定する特定届出対象行為をいう。）について第18条第1項の規定により景観影響調査書が提出され、同条第2項の規定により当該景観影響調査書の内容について既に滋賀県景観審議会の意見を聴いているときは、この限りでない。

第16条・第17条 省略

第3節 景観影響調査

(景観影響調査)

第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1)～(5) 省略

(6) 沿道景観形成地区および河川景観形成地区以外の景観計画区域における大規模建築物等の新築もしくは新設、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替または色彩の変更（以下「新築等」という。）以外の行為

第14条 省略

(変更命令の手続等)

第15条 知事は、法第17条第1項の規定により必要な措置を命じ、または同条第5項の規定により原状回復もしくはこれに代わるべき必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。

第16条・第17条 省略

第3節 削除

第18条 法第16条第1項の規定による届出（琵琶湖景観形成地域内における大規模建築物等の新築等に係るものに限る。）をしようとする者は、当該届出に係る行為が景観に与える影響の調査を行い、その調査の結果を記載した景観影響調査書（以下「調査書」という。）を作成し、当該届出の30日前までに知事に提出しなければならない。ただし、当該届出が次に掲げる行為に係るものであるときは、この限りでない。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域内および法令または他の条例に基づいて定められた地域、地区等で規則で定めるものの区域内で行われる行為

(2) 環境影響評価法（平成9年法律第81号）第5条から第27条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為

(3) 滋賀県環境影響評価条例（平成10年滋賀県条例第40号）第6条から第22条までの規定による環境影響評価に関する手続を経ている行為

2 知事は、前項の規定による調査書の提出があつたときは、当該調査書の内容について関係市町の長および滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定は、法第16条第5項の規定による通知（琵琶湖景観形成地域内における大規模建築物等の新築等に係るものに限る。）をしようとするものについて準用する。この場合において、第1項中「当該届出の30日前までに」とあるのは、「当該通知をするとき

第18条および第19条 削除

に」と読み替えるものとする。

(景観調査指針)

第19条 前条第1項の景観に与える影響の調査は、知事が別に定める景観調査指針に従い行わなければならない。

2 景観調査指針には、調査の手法、調査書の作成方法その他規則で定める事項を定めるものとする。

3 知事は、景観調査指針を定めようとするときは、あらかじめ、滋賀県景観審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、景観調査指針を定めたときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、景観調査指針の変更について準用する。

第20条～第28条 省略

(近隣景観形成協定等の啓発)

第29条 省略

2 知事は、前項の啓発に併せ、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地協定、建築基準法に基づく建築協定、都市計画法に基づく地区計画等景観形成を図る上で活用できる制度で、県民等が相互に協力して行うことができるものについて、必要な啓発に努めるものとする。

第30条～第35条 省略

(新設)

第20条～第28条 省略

(近隣景観形成協定等の啓発)

第29条 省略

2 知事は、前項の啓発に併せ、都市緑地法（昭和48年法律第72号）に基づく緑地協定、建築基準法に基づく建築協定、都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく地区計画等景観形成を図る上で活用できる制度で、県民等が相互に協力して行うことができるものについて、必要な啓発に努めるものとする。

第30条～第35条 省略

第10章 罰則

付則 省略

(罰則)

第36条 第11条の2の規定による届出をせず、または虚偽の届出をした者は、5万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第37条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人または人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の罰金刑を科する。

付則 省略